

令和5年3月 定例教育委員会 議事日程

1 日 時 令和5年3月15日（水）午後1時30分から

2 会 場 伊予市役所4階 大会議室

3 出席委員

教育長	上 岡 孝
教育長職務代理者	矢 野 ひとみ
教育委員	高 橋 久美子
教育委員	片 岡 英 富
教育委員	長 見 美 保

4 会議に出席した事務局職員

事務局長	窪 田 春 樹
学校教育課指導主幹	相 原 勝
学校教育課指導主事	松 山 香 織
学校教育課課長補佐	福 岡 富美子
学校教育課課長補佐	田 中 富 美
学校教育課	
学校給食センター所長	武 知 齊
社会教育課長	岡 市 裕 二
社会教育課課長補佐	堀 内 和 美
社会教育課課長補佐	池 富 隆 博
社会教育課課長補佐	北 岡 康 平
社会教育課課長補佐	石 崎 恵 美

5 協議事項等

(1) 議案審議

議案第5号 伊予市教育委員会の所管に係る伊予市個人情報保護に関する法律等施行細則の制定について

議案第6号 伊予市学校臨時休業対応給食事業費補助金交付要綱の制定について

議案第7号 伊予市学校給食センター運営委員会設置要綱の一部を改正する告示について

議案第8号 伊予市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する告示について

- 議案第9号 伊予市適応指導教室事業実施要綱の一部を改正する告示について
議案第10号 伊予市文化交流センター条例施行規則の全部を改正する規則について
議案第11号 伊予市立図書館設置条例施行規則の全部を改正する規則について
議案第12号 伊予市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
議案第13号 伊予市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の全部を改正する告示について

(2) 報告事項等

- ア 4月教育委員会行事予定について
イ 事務局報告事項等について
ウ その他

午後1時30分 開会

○窪田局長 開会

○上岡教育長 それでは、これより令和5年3月の定例教育委員会を開会いたします。

あと、今年度も残すところ2週間ちょっととなりました。明日は幼稚園、それからあさっては中学校、それから23日は小学校の卒業式になっております。

学校のマスクの対応については4月1日より、新年度より個人の自由というような対応になります。一応、3月いっぱいは今までの感染対策を基に学校行事は行われていくという、ただし卒業式に関してはマスクを取ってもよいということですので、お知り置きをください。

ということで、先日は教職員の異動につきまして臨時教育委員会を開きました。大変ありがとうございました。一応、17日の中学校の卒業式の後、15時45分より各小・中学校の校長先生を集めて内示が行われて、その後各校に行って内示をしてもらうようになっております。一応、全て終わるのが6時前後ではないかと思っておりますので、また知っていただければと思います。

それでは、本日の会議録署名人の指名をいたしたいと思っております。本日の会議録の署名委員さんは長見委員さん、よろしくお願いします。

それから、1月の会議録の報告につきましては、各委員さんに事前にお配りしましたが、御承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上岡教育長 ありがとうございました。

それでは、日程第5、協議事項等に入っていきたいと思います。

(1)の議案審議ですけれども、本日は9件の議案審議となっておりますので、スムーズな説明をよろしくお願いいたします。

まず、議案第5号伊予市教育委員会の所管に係る伊予市個人情報の保護に関する法律等施行

細則の制定について、事務局のほう、説明をよろしくお願いします。

窪田局長さん、よろしくお願いします。

○窪田局長 議案第5号、議案書1ページをお開きください。

伊予市教育委員会の所管に係る伊予市個人情報の保護に関する法律等施行細則の制定につきまして、国は活性化する官民や地域の枠を超えたデータの利活用に対応するため、これまで別々の法律や条例により生じていた不均衡、不整合を是正しようと、このたび個人情報等の適正な取扱いのため、全国的な共通ルールを法律で設定することといたしました。

この個人情報の保護に係る法律の改正に伴いまして、これまで自治体ごとに条例で規定していた個人情報の取扱いを定める現行の伊予市個人情報保護条例を廃止して、新たに伊予市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するのに伴いまして、2ページを御覧いただいたらと思うんですけども、影響を受けることとなる伊予市教育委員会の所管に係る伊予市個人情報保護条例施行規則を廃止するに代わりまして、伊予市教育委員会の所管に係る伊予市個人情報の保護に関する法律等施行細則を制定する必要があるため、提案するものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○上岡教育長 ありがとうございます。

今の説明に対し、何か御質問、御意見ないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○窪田局長 これまで、個人情報保護に関する法律と申しますと、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律と申しますものと、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、そして市町、自治体のほうが制定しております個人情報保護条例という、それぞれ別々に運用をされておったんですけども、今回国のほうが全国共通ルールとなる個人情報の保護に関する法律というふうなのを制定を4月1日から施行いたします。その関係で、この細則というのを伊予市のほうでも設定して運用していこうとするものでございます。

○上岡教育長 では、議案第5号につきましては承認することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上岡教育長 異議ないものと認め、議案第5号につきましては承認といたします。

続きまして、議案第6号伊予市学校臨時休業対応給食事業費補助金交付要綱の制定について、事務局、説明をよろしくお願いします。

武知さん、よろしくお願いします。

○武知所長 それでは、議案第6号伊予市学校臨時休業対応給食事業費補助金交付要綱の制定について、私のほうから説明させていただきます。

議案書のページのほうは3ページから9ページになります。

伊予市学校臨時休業対応給食事業費補助金交付要綱を別紙のとおり制定したいため、教育委員会の議決を求めます。

提案理由としましては、新型コロナウイルス感染症対策による伊予市内小・中学校の臨時休業に伴う給食中止に係る経費を補助するため、要綱を制定する必要性が生じたので提案いたしました。

今回制定する伊予市学校臨時休業対応給食事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症対策による伊予市内小・中学校の臨時休業に伴う給食中止に係る経費を補助することで、保護者の負担軽減及び安定した学校給食の実施に寄与することを目的として、伊予市学校給食センター運営委員会が行う学校給食用食材の購入に要する経費に対して市が予算の範囲内で補助金を交付するものです。

対象としては、伊予市購入業者から購入した食材に係る経費のうちキャンセルできなかったもの及びその食材の処分に要した経費、物資納入業者に対して既に発注した食材のキャンセルに係る経費、緊急の臨時休業決定により徴収することができなくなった学校給食費相当額、その他市長が必要と認めた経費です。

給食の食数変更については、変更が生じる前日までに学校か給食センターへ連絡をもらえれば、食材のキャンセルや献立変更等の対応が可能のため、給食費は徴収しないとしています。しかし、変更が生じる前日より後、特に当日の午前7時以降に学校休業が急に決定した場合、納品及び給食調理が始まっているため、食材のキャンセル等ができないことから、給食費は徴収することとしています。

急遽、風邪やインフルエンザ等の理由で学校休業が決定した場合、届いた給食は学校長の判断で食べるか食べないかを決定してもらっていますが、給食費が発生することから、通常は給食を食べてから下校するケースが多いのが現状です。

しかし、新型コロナウイルス感染症予防対策による学校休業の場合、市の教育委員会は給食は基本的に実施しないということをしており、行政判断による学校休業の取扱いになっていることと生徒が給食を食べていないことから、給食費は徴収しないという運用をしています。そのため、新型コロナウイルス感染症予防対策による学校休業の場合、給食費は徴収しないことから、給食材料を購入したが、または給食をつくったけれど給食費が徴収できないということになり、その費用は給食を提供する期間のどこかで通常より安い給食を提供しないと採算が合わなくなります。

このような場合でも、安定した学校給食の実施ができるようにするため、この補助金を取り扱う要綱を制定して議案として上げさせていただきました。

なお、施行につきましては令和5年4月1日からを考えております。

以上、説明のほうを終了いたします。

○窪田局長 この予算につきましては、新規予算でございますが、令和5年度の当初予算が可決された後の実施と考えております。

以上です。

○上岡教育長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明に対して、御質問がありましたらよろしくお願ひします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上岡教育長 では、議案第6号につきましては承認することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上岡教育長 ありがとうございます。

異議ないものと認め、議案第6号につきましては承認といたします。

続きまして、議案第7号伊予市学校給食センター運営委員会設置要綱の一部を改正する告示について、事務局の説明をよろしくお願ひします。

武知所長さん、よろしくお願ひいたします。

○武知所長 それでは、議案第7号伊予市学校給食センター運営委員会設置要綱の一部を改正する告示について、私のほうから御説明させていただきます。

議案書のページにつきましては、10ページ、11ページになります。

伊予市学校給食センター運営委員会設置要綱の一部を別紙のとおり改正したいため、教育委員会の議決を求めます。

提案理由としましては、伊予市学校給食センター運営委員会の委員構成を変更するため、要綱の一部を改正したいため提案いたしました。

伊予市学校給食センターにおいて実施されている学校給食の円滑かつ適正な運営を目的に設置された伊予市学校給食センター運営委員会の委員は、こちらの伊予市学校給食センター運営委員会設置要綱に基づき委員の委嘱を行っております。

今回は、運営委員として委嘱している小・中学校の栄養教諭の取扱いに関する要綱改正です。平成28年4月に給食センターが開設された当時、栄養教諭は学校に在籍して勤務しておりましたが、給食調理が開始された同年9月からは給食センターと学校の両方に在籍して勤務するようになりました。平成29年度からは給食センターで勤務の勤務辞令が発令されて、現在は事務局側の立場として給食献立を立てたり、各種事業や運営に携わっていますが、当初のまま運営委員として委嘱されているのが現状です。

先日、令和5年2月28日に開催された令和4年度第2回伊予市学校給食センター運営委員会において、委員の出席者、審議事項として協議したところ、現状に合った形に要綱改正することを定例教育委員会へ提案することについて承諾をいただきました。

今回、皆様から議決を得られるようであれば、要綱改正により栄養教諭における運営委員という役職を解きたいと考えております。また、運営委員会の委員の人員は、現在40人以内で組織することになっておりますが、35人以内をしたいと考えております。以前に中山幼稚園が廃園になり、中山幼稚園園長とPTA代表2名が委員でなくなったため、現行の要綱については令和2年4月から改正された要綱で運用をされていますが、人員は当初から40人以内のままに

なっていることから、栄養教諭3人と中山幼稚園園長及びPTA代表の2名を合わせた合計5名を差し引いた35人以内に変更したいと考えております。

説明につきましては以上です。

○上岡教育長 ありがとうございます。

今の現状に合わせてということの改正のようではございますけれども、ただいまの事務局の説明に対して、御質問がありましたらよろしくお願ひします。ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上岡教育長 それでは、議案第7号につきましては、異議のないものと認め承認することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上岡教育長 ありがとうございます。

異議のないものと認め、議案第7号につきましては承認といたします。

続きまして、議案第8号伊予市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する告示について、事務局、田中課長補佐、よろしくお願ひします。

○田中課長補佐 議案第8号伊予市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する告示について、伊予市立幼稚園預かり保育事業実施要綱についてを別紙のとおり改正したいから、教育委員会に議決を求めます。

提案理由としましては、臨時利用の要件及び保育時間を変更するため、要綱の一部を改正したいので提案をしました。

議案書13ページをお開きください。

幼稚園の預かり事業は、今回預かり保育の拡充ということで要件を緩和するのと時間の延長をしております。要件の緩和ということで、今までは預かり保育が利用できるのは該当日に家庭が留守のためということで制限を設けておりましたが、保護者の方が希望する場合は理由を問わず預かることができるようにいたしました。

また、時間については平日の1時間、午後3時までだったのを午後4時にして2時間預かりすることができるように、保護者のニーズに対応できるような体制にするということで今回改正いたしました。

第5条の対象児、第5条のところの2号を、臨時利用の対象児は全園児とし、一時的な預かり保育を希望する場合とする。第7条保育時間は、預かり保育の時間は実施園の教育時間終了後から午後4時までの間で保護者が希望する時間とするいたしました。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○上岡教育長 ありがとうございます。

対象の園児と保育時間の延長だということなのですが、ただいまの説明に対して、何か御質問がありましたらよろしくお願ひします。ないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上岡教育長 それでは、議案第8号につきましては承認することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上岡教育長 異議ないものと認め、議案第8号につきましては承認いたします。

続きまして、議案第9号伊予市適応指導教室事業実施要綱の一部を改正する告示について、事務局、田中課長補佐、よろしくお願ひします。

○田中課長補佐 議案第9号伊予市適応指導教室事業実施要綱の一部を改正する告示について、伊予市適応指導教室事業実施要綱の一部を別紙のとおり改正したいから、教育委員会の議決を求めます。

提案理由としましては、事業名称を変更するため、要綱の一部を改正したいので提案いたしました。

議案書15ページをお開きください。

適応指導教室の名称なのですけれども、令和4年6月10日に文科省のほうから不登校に関する調査研究者会議報告書という通知が出されておりまして、その中で従来使用していた適応指導教室の呼称について、不登校児童・生徒や保護者にとって抵抗感を減らし親しみやすいものにするため、各教育委員会において工夫された名称としていただくよう検討をしてくださいという通知がありました。それに伴い、今回適応指導教室の名称を教育支援教室というふうに変更しております。改正前と改正後、全て適応指導教室が教育支援教室というふうに変更されております。様式についても、全て名称の変更ということになっております。

また、この告示は令和5年4月1日から施行するのですけれども、経過措置としてこの告示の際、現に適応指導教室に入室している児童及び生徒は、この告示の施行日以降は改正後の伊予市教育支援教室事業実施要綱の規定により、教育支援教室の入室は認められたものとみなすということにしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○上岡教育長 ありがとうございます。

適応指導教室はばたきの改正ということで、教育支援教室というふうになります。ただいまの事務局の説明について、何か御意見、御質問はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上岡教育長 では、議案第9号につきましては承認することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上岡教育長 異議ないものと認め、議案第9号につきましては承認いたします。

続きまして、議案第10号伊予市文化交流センター条例施行規則の全部を改正する規則について、事務局、北岡課長補佐、よろしくお願ひします。

○北岡社会教育課課長補佐 失礼いたします。

21ページをお願いいたします。

議案第10号伊予市文化交流センター条例施行規則の全部を改正する規則について、伊予市文化交流センター条例施行規則の全部を別紙のとおり改正したいから、教育委員会の議決を求めらるるものです。

提案理由といたしましては、文化交流センター指定管理者制度導入に伴いまして、その条例のほうですけれども、9月議会において全部改正されました。それに伴いまして規則の全部を改正する必要が生じたため、提案するものでございます。

22ページのほうを御覧ください。

伊予市文化交流センター条例施行規則の全部を改正するものとしておりまして、第1条で趣旨を、第2条で開館時間の変更を、第3条で休館日の変更を、そして第4条で利用の許可を規定しております。

23ページをお願いいたします。

第5条につきましては、利用許可の変更、第6条で利用の中止、第7条で利用料金の承認申請等、そして第8条で利用料金の還付を規定しております。

24ページになりますけれども、第9条で利用料金の減免、第10条で特別設備の設置申請、第11条で利用者の遵守事項。

25ページをお願いいたします。

第12条で入館者の遵守事項を、第13条で施設等の破損等の届出、第14条で利用終了の届出を、第15条で指定管理者不在期間の読替え等を、第16条で企画運営会議について、そして第17条で補則を規定しまして、附則においてこの規則は令和5年4月1日から施行するとしております。

経過措置といたしまして、既に提出されております利用許可申請書などについては、改正後の様式によってなされた申請とみなすものといたしまして、また既に印刷された改正前の様式等がある場合には、それを取り繕って使用することができるものとしております。

それでは、大きく改正内容がございまして、4点ございます。その点について、そのページにはございませんが、口頭で御説明をさせていただけたらと思います。

1点目については、附属設備と備品の使用料でございます。

こちらのほうは、改正前が附則で定めとったのですけれども、前段申し上げました議会で議決をいただきました改正後の条例のほうにおいて規定しましたことから、附則で規定する必要がなくなりましたので、その使用料等についての記述を除いた格好となっております。

2点目につきましては、規則の構成でございます。

改正前は第1章総則、第2章地域交流館、3章文化ホール、4章雑則の4つの章で構成されておりましたが、1点目のとおり条例を改正した結果、章で構成する必要がなくなったもので

ございます。

3点目でございますけれども、指定管理者の導入につきまして、指定管理者がセンターを今後管理運営していく上で、条例それぞれに規定されております開館時間、休館日、利用料金、そして受付期間の変更をしようとする場合の取扱いについて規則のほうで新たに追加して、第2条、第3条、第4条の3項、第7条で変更しようとする場合はあらかじめ教育委員会へ承認申請を提出しなければならない旨を規定しております。

ただ、変更する必要がない場合は、特に手続を行う必要はございません。

最後4点目なのですが、様式の追加、改正をしております。

様式につきましては、29ページから42ページというふうになっておりますけれども、追加したものといたしましては、様式の第1号、第2号、第4号、第8号でございます。これはさきに説明をさせていただきました開館時間、休館日、受付期間、利用料金の変更について、指定管理者が条例及び本規則で規定しておる時間等を変更する場合には、教育委員会に申請をする必要がございますので、その様式を追加しております。

また、改正した様式につきましては、申請先を伊予市教育委員会教育長から伊予市文化交流センター指定管理者に、許可するものも同じく教育委員会教育長から文化交流センター指定管理者ということにしております。

その他、利用者の申請書等の提出先を教育委員会から指定管理者に改正するなどの字句の整理を行ったものでございます。

以上で議案第10号伊予市文化交流センター条例施行規則の全部を改正する規則についての説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○上岡教育長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明に対して、御質問、御意見ないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上岡教育長 では、議案第10号につきましては承認することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上岡教育長 異議ないものと認め、議案第10号につきましては承認いたします。

続きまして、議案第11号伊予市立図書館設置条例施行規則の全部を改正する規則について、北岡課長補佐、よろしく申し上げます。

○北岡課長補佐 43ページをお願いします。

議案第11号伊予市立図書館設置条例施行規則の全部を改正する規則について、伊予市立図書館設置条例施行規則の全部を別紙のとおり改正したいから、教育委員会の議決を求めるものです。

提案理由といたしましては、文化交流センターの指定管理者制度導入に伴いまして、伊予市立図書館設置条例が先ほどの文化交流センター条例と同様全部改正されたことに伴いまして、

規則の全部を改正する必要があるため、提案をするものでございます。

44ページをお願いいたします。

こちらのほうの規則につきましても、全部を改正するものとしておりまして、第1条で趣旨を、第2条で開館時間の変更、第3条で休館日の変更、第4条で館内利用を、第5条で館内利用者の遵守事項。

45ページをお願いいたします。

第6条では図書館資料の複写を、第7条で館外貸出しを、第8条で利用者カードの交付を、46ページになりますけれども、第9条で利用者カードの再交付、第10条で貸出数及び期間を、第11条で貸出しの停止。

47ページをお願いします。

第12条につきまして管理責任、第13条で資料の受入れ、第14条で自動車文庫及び配本所、第15条で図書館協議会について、48ページになりますけれども、第16条で会議を、第17条で庶務、第18条で補則を規定して、附則におきまして令和5年4月1日から施行するものとして、経過措置として先ほどと同様印刷されたものが改正前の様式であった場合には、それを取り繕って使用することができるというふうにしております。

主な改正点ですけれども、こちらについては2点ございます。

1点目につきましては、指定管理者制度の導入につきまして、指定管理者が図書館を本館で管理運営していく上で、先ほどと同様になりますけれども、開館時間、また休館日を条例に定められとるそれぞれのものを変更しようとする場合の取扱いを新たに追加しまして、第2条及び第3条で変更しようとする場合はあらかじめ教育委員会へ承認申請を提出しなければならない旨を規定しております。これが1点目でございます。

2点目に関しましては、様式の追加をこちらのほうもさせていただいておりますけれども、内容といたしまして第1号、第2号のほうを追加しておりまして、これについてはさきに御説明をいたしましたとおり、開館時間の変更、休館日の変更について、指定管理者が変更する場合には教育委員会に申請する必要があるということで、この様式を追加しております。

その他の様式につきましては、その体裁を一部見直ししております。

以上で議案第11号伊予市立図書館設置条例施行規則の全部を改正する規則についての説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○上岡教育長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明に対して、御質問、御意見ないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上岡教育長 では、議案第11号につきましては承認することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上岡教育長 異議ないものと認め、議案第11号につきましては承認といたします。

続きまして、議案第12号伊予市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について、北岡課長補佐、説明をお願いします。

○北岡課長補佐 失礼します。

58ページをお願いいたします。

議案第12号伊予市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について、伊予市教育委員会公印規則の一部を別紙のとおり改正したいので、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、指定管理者制度導入に伴いまして規則の一部を改正する必要が生じたので、提案をするものでございます。

59ページのほうをお願いいたします。

今回、指定管理者制度の導入によりまして市職員の伊予市立図書館長が廃止されることとなります。そういったことに伴いまして、同館長の公印について教育委員会公印規則から削除するものでございます。

この規則については、令和5年4月1日から施行するものとしております。

以上で簡単ですが議案第12号伊予市教育委員会公印規則の一部を改正する規則についての説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○上岡教育長 ありがとうございます。

伊予市立図書館長の公印をなくすということで、ただいまの説明で御質問ないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上岡教育長 では、議案第12号につきましては承認することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上岡教育長 異議のないものと認め、議案第12号につきましては承認いたします。

それでは最後、議案第13号伊予市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の全部を改正する告示について、北岡課長補佐、お願いします。

○北岡課長補佐 60ページをお願いいたします。

議案第13号伊予市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の全部を改正する告示について、伊予市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の全部を別紙のとおり改正したいので、教育委員会の議決を求めます。

提案理由につきましては、指定管理者制度の導入に伴いまして要綱の全部を改正する必要が生じたので、提案をするものです。

61ページをお願いいたします。

まず、雑誌スポンサー制度についてなんですけれども、第2条第4号に定義しておりますとおり、スポンサーから寄贈された指定雑誌のカバーに当該スポンサーの広告を掲載し、図書館利用者の閲覧に供する制度を指すものです。簡単に言いますと、業者さんから雑誌に伴うその経費を払っていただいて、その代わりにその業者さんのPRをするというような形のものにな

っております。

また、スポンサーとは同条第3号で指定雑誌の購入費用を全額負担し、図書館に寄贈するものをいうというふうにしております。スポンサーが本制度を利用して指定雑誌を図書館に寄贈するとする場合に、今回指定管理者制度の導入につきまして申請先が伊予市教育委員会から指定管理者へ変更となることのみになるため、該当する条項についてのみ一部改正を考えたところなのですけれども、内容を整備するに当たりまして全改正が適当であると判断しまして、今回全部改正をするといったこととなります。

例えば、現要綱の第8条がスポンサー公募の審査及び認定機関等ということなのですが、その中では教育長は前条の申込みがあったときに伊予市広告掲載要綱第9条の規定により、伊予市広告掲載審査委員会の審査に付し、図書館長の合議により認定の可否を決定するものというふうに今なっておりますのですけれども、指定管理者制度となった場合に伊予市の機関である伊予市広告掲載審査委員会に付する必要はなくなりまして、指定管理者の判断によってその可否を決定することになります。

ただ、その指定管理者が判断をするときに、そのよりどころが必要であることから、改正後の要綱で第5条、ですから、すいません62ページになりますけれども、広告の内容として雑誌スポンサー制度により、掲載する広告の内容は伊予市の広告掲載要綱第3条及び伊予市広告掲載基準第5条の規定に適合しなければならないと新たに規定をする必要が生じたものです。

先ほど申し上げましたとおり、このような理由もございまして、今回全部改正を行うものですけれども、その規定について、またすみません、61ページに戻っていただけたらと思うのですが、第1条で趣旨を、第2条で定義を、第3条でスポンサーの要件等を、そして62ページのほうを御覧いただきまして、第4条でスポンサーの申込みを、第5条で広告の内容を、第6条で広告の規格等を、第7条で広告の掲載期間を、第8条でスポンサーの決定等を、第9条で覚書の締結を、第10条で指定雑誌の発注等を、第11条で掲載広告の変更を。

63ページになりますけれども、第12条で掲載広告の取下げ、第13条で広告掲載の取消し、第14条で免責事項、第15条で指定雑誌の取扱い、第16条でスポンサーの責務、そして第17条でその他を規定し、第6条関係の別表、様式第1号から様式第5号までを65ページから定めさせていただいております。

この告示につきましても、令和5年4月1日から施行するものとさせていただけたらと思います。

すみません。ちょっと分かりにくかったこともあったかもしれませんが、議案第13号伊予市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の全部を改正する告示についての説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○上岡教育長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明に対する御質問、御意見ないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上岡教育長 ちなみに、参考として今まではどれぐらいスポンサーが。

○北岡課長補佐 実は、実績がないのです。お問合せは何件かあったのですが。ただあつこの制度もやっぱり指定管理者の方に引き継いで有効に活用していただけたらということで、引き継ぐものとして要綱も改正させていただくものです。残念ながらそういった事情で。

○上岡教育長 ありがとうございます。

それでは、議案第13号につきましては、承認することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上岡教育長 異議ないものと認め、議案第13号につきましては承認といたします。

9つの議案審議をありがとうございました。

それでは次に、(2)報告事項等に進めさせていただいたと思います。4月教育委員会行事予定についてまず学校教育課からお願いいたします。

○松山指導主事 4月の学校教育課、学校関係の行事について説明を行った。

○上岡教育長 ありがとうございます。続きまして、社会教育課お願いします。

○石崎課長補佐 4月の社会教育課の行事について説明を行った。

○上岡教育長 ありがとうございます。学校教育課、社会教育課からの説明がございました。何か御質問等ないでしょうか。それでは、伊の事務局報告事項等に移りたいと思います。

事務局の報告事項等はないでしょうか。

事務局長さんよりお願いします。

○窪田局長 伊予市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について説明を行った。

○上岡教育長 岡市課長さん、お願いします。

○岡市課長 伊予市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、伊予市社会体育施設設置条例の一部を改正する条例、伊予市夜間照明施設設置条例の一部を改正する条例、伊予市ふれあい館設置条例を廃止する条例及び伊予市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例について説明を行った。

○上岡教育長 ありがとうございます。

ただいま議会上げた教育委員会関係の議案、御質問、御意見ないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上岡教育長 ありがとうございます。

そうしましたら、また何かございましたら後でもよろしくお願ひしたいと思ひます。

○窪田局長 すみません。

○上岡教育長 はい。

○窪田局長 3月補正予算及び令和5年度当初予算の説明を行った。

○上岡 孝教育長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御質問等ないでしょうか。この予算関係についてでありますけれども。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上岡教育長 この後で何かありましたら、また直接質問のほうをしていただければと思います。

それでは、その他何かありますか。

相原主幹さん、お願いします。

○相原指導主幹 令和5年度の学校教育基本方針（案）の説明を行った。

○上岡教育長 ありがとうございました。令和5年度の学校教育基本方針（案）の説明に対しまして、何か御意見、御質問ないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上岡教育長 また何かありましたら、あとでもまた質問等をよろしくお願ひしたいと思ひます。その他、ほかないでしょうか。無いようですので、以上で3月の定例教育委員会を閉じさせていただきます。

○窪田局長 閉会

午後4時40分 閉会